

島根半島震災対策事業に関する協力協定

島根県（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、令和6年能登半島地震を踏まえ甲が実施する島根半島における震災対策事業（以下「島根半島震災対策事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（協力額）

第1条 乙は、乙の島根原子力発電所が島根半島に立地していることを踏まえ、甲が実施する島根半島震災対策事業の早期実現のため、本協定期間において総額50億円を上限に協力する。

（毎年度の支払額）

第2条 前条の協力について、乙は、毎年度5億円を目安として、甲乙協議により定める額を甲に支払う。

（国の財源の活用）

第3条 甲は、島根半島震災対策事業の実施に当たっては、有利な国費及び地方債の活用に努めるものとする。

（有効期間、期間延長等）

第4条 本協定の有効期間は、令和7年度から同16年度までの10年間とする。

2 甲が島根半島震災対策事業の実施に当たり、正当な理由により繰越等の必要が生じた場合は、甲乙協議の上、前項の期間を延長することができるものとする。

3 甲は、前項の協議を求める場合は、乙に対して、文書により申入れを行うものとする。

4 第1項に定める期間中であっても、島根半島震災対策事業の実施が必要なくなる等の状況変化があった場合は、甲乙協議の上、本協定を見直すことができるものとする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める条項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和7年9月8日

甲 島根県
島根県知事 丸 山 達 也

乙 中国電力株式会社
代表取締役
社長執行役員 中 川 賢 剛